令和７年度　事 業 計 画

Ⅰ　基本方針

はじめに、わが国においては、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費の増加が期待されていますが、現実的にはエネルギー価格や物価の高騰が継続するなど、さまざまな面で先行きに不安を感じる状況となっています。

当センターにおいては、昨年１１月に施行されたフリーランス法の趣旨に沿って、請負（委任）業務の包括的契約への移行を順次進めていますが、引き続き発注者及び会員の皆様のご理解・ご協力をいただきながら円滑な事業運営を図ります。

また、本年４月から公益法人制度改革に即した対応が求められており、理事会組織の見直しをはじめとする自律的ガバナンスの充実と透明性の向上に取り組みます。

会員拡大については、国の「新たな仲間づくり計画」を踏まえ、女性会員を核とした活動の活性化、ＩＴ技術の有効活用、イベントへの参加等を通じた普及啓発活動により、会員数の維持・増加を図ります。

就業拡大については、会員ニーズを把握し高度な技能や資格を有する会員の能力等が生かせる就業機会の創出に努めるほか、スマートフォン等を有効に活用して業務の効率化、併せて就業機会の拡大のため、就業先の訪問など、対面型の就業開拓活動を進めます。

安全・適正就業については、２年目となる第３次安全・適正就業対策基本計画に基づき、熱中症への対策強化や安全器具の利用促進を図り、草刈り作業における飛び石事故の防止、健康診断の受診奨励など、安全・安心に就業できる環境づくりに取り組みます。

加えて、会員をはじめとした60歳以上の皆様方が、働き、学び、語り合う交流の場となるよう、利用者の利便性向上に向けた調整を行うなど、富士市高齢者就業センターの有効活用を進めます。

今後もセンターが提供するサービスの質の向上と経費の合理化を目指し、他センターの先進的な活動に学びながら、本計画に掲げた具体的な取組を推進します。

Ⅱ　事業計画目標

１　会　員　数　　１，３４０人

２　就業延人員　　１４４，０００人日

３　契 約 金 額　　６億５，０００万円

(1) 請負・委任事業　　１億８，５００万円

(2) 包括的契約による事業　　３億８，０００万円

(2) 労働者派遣事業　　８，５００万円

Ⅲ 事業実施計画

１　会員拡大の推進

会員の口コミやインターネットの活用、市民と直接触れ合う機会を生かした会員拡大に取り組みます。

(1) 会員の加入促進のため、普及啓発活動を強化・実施

ア「Web 入会システム」の活用とデジタル技術を活用した情報発信機能の強化

イ各種イベントや高齢者施設等におけるチラシ配布と出張入会説明会開催

ウ「会員紹介キャンペーン」の実施

(2) 会員による入会勧誘活動促進のための「シルバーポイント制度」の拡充

(3) 女性委員会による女性向けイベント企画運営等の推進

(4) 高齢者就業センター内への会員間の交流を活発化させるためのスペース設置

(5) 会員継続を促進するため「ゴールド会員制度」の活用

(6) コミュニティＦＭラジオにおけるＣＭ放送の実施

(7) 高齢者活躍人材確保育成事業の活用

(8) ＰＤＣＡサイクルによる会員数の目標管理

２　就業機会の拡大

会員の就業ニーズに応じた就業機会の拡大に努め、人手不足分野の就労支援に取り組みます。

(1) フリーランス法の趣旨に基づいた包括的契約への移行

(2) 人手不足分野における就業開拓

ア 出張一時保育事業の推進

イ 児童クラブへの人材派遣事業の推進

ウ 事務系職種の就業開拓

(4) 商工会議所等他団体との連携を通じた、事務系就業機会の拡大

(5) 高度な技能・資格を有する会員の「スキル・シート」作成支援を通じた「ハイスキル人材マッチング事業」の活性化

(6) 会員向けアプリ「Smile to Smile」の機能強化による就業情報や就業条件明示書・業務仕様書の提供

(7) 公共事業受注拡大への取組

3　労働者派遣事業と職業紹介事業の取組

発注者から指揮命令を受ける場合や従業員との混在作業など請負・委任で受注の困難な業務は、公益社団法人静岡県シルバー人材センター連合会と連携して労働者派遣事業を展開し、会員の知識や経験を活かして就業機会を拡大するとともに適正就業及び「働き方改革」の徹底・確立を図ります。

また、求人者と求職者の雇用の成立を斡旋する職業紹介事業を推進します。

4　自主的組織運営の推進

(1) 部会・委員会の機能の充実及び活性化と組織間の連携強化

(2) 支部・地域班活動の合理化と役員の負担軽減に向けた支援

(3) 職群班の拡充・強化

(4) 各種ボランティア活動など積極的な社会貢献の推進

5　安全・適正就業の推進

第３次安全・適正就業対策基本計画に基づき、就業中及び就業途上の事故発生を

未然に防止するとともに適正就業の徹底・確立を図ります。

(1)「第３次安全・適正就業対策基本計画」に基づく実施計画の推進

ア　交通事故防止のため安全講習会などの実施

イ　健康診断受診の奨励

ウ　事故発生の原因究明と対策の強化

エ　安全標語の募集を通じた安全意識の高揚

オ　就業現場での安全確認及び安全保護具の着用の徹底

カ　安全意識向上のため「安全ニュース」の発行

キ　草刈り作業における飛び石事故撲滅のため、飛散防止ネット等による養生の徹底と、鋏切式草払機またはセンターが指定する飛び石の少ない草刈刃の完全使用推進

(2) 安全・適正就業強化月間（７月）を中心に安全・適正就業普及啓発活動の実施

(3) 安全・適正就業推進員及び安全・適正就業パトロール指導員による安全・適正就業の指導

(4)「適正就業ガイドライン」の会員・発注者へ配布と周知

(5) 空調服等購入助成事業の推進

(6) 安全具頒布事業の実施

(7) ハラスメント防止のための規定の制定

６　財政基盤の強化と運営体制の充実

公益社団法人として、公益性、法令遵守を重視し、富士市、(公社) 全国シルバー人材センター事業協会、(公社) 静岡県シルバー人材センター連合会及びハローワークと連携・協力を強化するとともに会員のセンター運営参画を推進します。

(1) 補助金の確保

(2) 事務局の労働環境整備による組織の活性化と生産性向上の推進

(3) 改正公益法人法に基づく役員体制の見直し